館長	副館長	確認者	取扱者				第			号
				月日	申込者	事由	令和	年	月	日

横浜市鶴ケ峰コミュニティハウス団体利用申込書

団 体 名				No.				
利用日時	月 日()	午前·午後·夜間	時 分	·~ 時	分			
利用室名	多目的室	集会室 1 集会	会室 2	室				
利用人数	大人	こども	人計		人			
利用目的								
利 用 物 品(利用数)	 マーカー(赤・黒)・マグネット棒(本)・CD ラジカセ・DVD・プロジェクター・ピアノ アイロン・ミシン・ゴザ・鏡(台)・ヨガマット(枚)・ジョイントマット(箱) 囲碁(組)・将棋(組)・麻雀(卓)・その他() 							
申込者名		電話	()				

- ※ 裏面に記載の「利用の不許可の項目」をご確認いただき、チェックをお願いします。 □利用の不許可の項目を確認しました。
- ※ 申込書は個人情報保護の観点から目的以外に使用しません。

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

横浜市鶴ケ峰コミュニティハウス団体利用許可書

団 体 名					No.	
利用日時	月 日()午前·午後·夜間	時	分~	時	分
利用室名	多目的室	集会室1 集	会室 2	和室	3	

- ◆ 団体利用申込には、団体登録の手続きが必要です。
- ◆ 利用の取り消し・変更は早めにご連絡ください。
- ◆ この許可書は、利用当日受付に提示してください。
- ◆ 駐車場がありませんので、自動車での来館はご遠慮ください。

横浜市鶴ケ峰コミュニティハウス 館長

鶴ケ峰コミュニティハウスの団体利用申込みにあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいず れかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
- (2) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- (3) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (4) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断されるとき。
- (5) 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
- (6) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (7) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
- (8) 定員を超える利用のとき。
- (9) 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
- (10) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
- (11) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦 外出身者に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組ん でいるところですので横浜市鶴ケ峰コミュニティハウスの利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いしま す。

鶴ケ峰コミュニティハウスの団体利用申込みにあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
- (2) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- (3) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (4) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断されるとき。
- (5) 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
- (6) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (7) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
- (8) 定員を超える利用のとき。
- (9) 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
- (10) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
- (11) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところですので横浜市鶴ケ峰コミュニティハウスの利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。